

本保証規約は、島村楽器株式会社（以下「当社」という）にて販売される本保証対象製品（以下「対象製品」という）に関し、当社が本保証サービスの計上された領収書（オンライン販売の場合は電子メール）（以下「販売証明書」とい）、販売証明書を所持者の購入者を「加入者」という）を発行した対象製品につき、本保証規約に基づいて無料修理サービス（以下「保証修理」という）を行う条件を定めるものです。なお、当社は本保証サービス業務を当社の指定する運営会社へ委託しています。
本保証規約は店舗での発行および島村楽器オンラインストアホームページよりご案内します。

第1条【対象製品】

対象製品	対象条件
エレキギター エレキベース アコースティックギター エレクトリックアコースティックギター	日本国内で修理可能なメーカーであり、メーカー保証期間が1年以上付与されている製品

第2条 保証範囲

- 対象製品の取扱説明書やオーナーズマニュアルに従って使用状況において生じた対象製品のフレットの損耗
- 落下・転倒の衝撃など偶発的な事故による対象製品のヘッドおよびネックの破損
- 水濡れによる対象製品本体の故障

第3条 保証内容

第4条に定める保証期間内において対象製品に本保証サービスの対象とする第2条に定める事象が生じた場合、第5条に定める保証限度額の範囲にて保証修理を行います。
保証修理にかかる技術料・部品代・送料を含めた修理費用等が無料となります。
故障または事故の発生時、製造メーカーの例産、事業縮小、早期の製造打ち切り等、性能部品の調達ができず修理が困難な場合、一部代替部品を使用して修理することがございます。予めご了承ください。
フレットの修理に関する修理方法（すり合わせ交換）は、対象製品の状態から当社にて判断いたします。

第4条【本保証サービスの期間】

当社は、保証料金の受領後、遅滞なく、領収書、販売証明書、（オンライン販売の場合は電子メール）を書面により発行します。

メーカー保証開始日（対象製品の購入日）が属する月の翌月1日を保証開始日とします。 メーカー保証開始日（対象製品の購入日）から60か月で本保証サービスは終了とします。 免責期間に生じた損害は保証いたしません。	メーカー保証開始 保証サービス終了（60か月：5年） 免責期間 アカシデンタル保証サービス（最大8ヶ月）
早見表	

第5条【保証限度額】

保証限度額は10万円（消費税込）までとなります。
対象製品の購入価格が10万円未満（消費税込）の場合は、対象製品の購入価格を保証限度額といたします。
第4条に定める【本保証サービスの期間】を通じて、保証修理を1度ご利用いただいた時点で本保証サービスは終了となります。

第6条【修理の依頼】

本保証サービス期間中に第2条に定める事象が生じた場合、島村楽器修理受付センター（島村楽器オンラインストアホームページ掲載）にて修理をご依頼ください。

島村楽器「もしもの安心保証」修理受付センター

TEL：03-5619-1980

受付時間 平日 9:00～18:00（土、日、祝、年末年始を除く）

当修理受付センターにおいて本保証サービスにおける修理依頼を受付後、加入者のご自宅へ対象製品の梱包箱をお送りいたします。

対象製品を梱包箱へ梱包いただき、当社へお送りください。（送付先は梱包箱に明記しております。）
修理内容によっては交換いたします。ご希望の芯がある場合は対象製品に同梱の上お送りください。

【ご注意】

- 修理費用が保証限度額を超えた場合は、超過した分の費用（消費税を含む）は加入者の負担となります。
- 不完全な梱包や荷造りにより対象製品に生じた損害は本保証サービスの対象となりません。

第7条【報告義務】

- 本保証サービス期間終了前、加入者情報（氏名または連絡先（電話番号・住所等））に変更があった場合は、購入店に連絡し必要な変更手続きを依頼するものとします。
- メーカーより本保証サービス以外で対象製品に対する代替品が提供された場合は、購入店に連絡し必要な変更手続きを依頼するものとします。
- 前項に関して連絡が為されない場合、本保証サービス期間内であっても、本保証サービスの対象とならない場合があります。

第8条【本保証サービスの対象外となる事由】

次の場合は本保証サービス期間中であっても本保証サービスの対象とならないものとします。

- 第6条の手続き以外で対象製品の修理を依頼された場合。
- 販売証明書の提示がない場合。
- 保証ご契約情報と修理依頼製品に相違がある場合。
- 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象製品の故障または損傷。ただし、第2条に該当する場合は対象となります。
 - 自然の消耗、磨耗、摩滅、虫食い、ねずみ食い、変質・変色、退色、その他類似の事由。ただし、フレットの消耗、磨耗については本保証サービスの対象となります。
 - 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理（メーカーが定める定期メンテナンス等を含む）の不備または改造。
 - 通常使用によるセットアップ、調整や日常保守に該当する範囲。
 - 保管環境において生じる木材の隆起、変形、沈み込み、割れ、剥離、反り。
 - 通常使用に支障の無い部分での損傷、経年劣化の範囲（部品の欠損、剥離、錆、カビ、ヤケ、腐食等）に該当する場合。
 - 加入者の嗜好上による調整・セットアップ。
 - お買い上げ後、加入者が追加したフィルム、ステッカー、装飾、刻印、塗装等の復元に要する作業。
 - 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶発的かつ外来の事由。
 - 地震・津波・噴火・地震後動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
 - 盗難、置き忘れまたは紛失による場合。
 - 核燃料物質（使用済燃料を含む、以下同じ）若しくは放射性物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
- 故意・過失による場合。
- 対象製品のメーカーの責に起因した故障または損傷の場合。
- 対象製品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。

- 修理の依頼が、本保証サービス期間の終了後になされた場合。
 - 対象製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合。
 - 対象製品を構成する部品の外来の事故に起因しない電気的故障または機械的故障によって生じた対象製品の損害。
 - 本保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合、修理をキャンセルされた場合の修理技術費用、部品代金、物流費用、修理見積費用、診断費用および経費。
- 対象製品を譲渡または売却し、所有者および使用者が変更（同居の家族への変更を除く）になった場合。
 - 以下のような通常よりも過酷な使用状況下で発生した不具合。
 - 音楽スタジオ、ライブハウス、音楽教室等での不特定多数の利用者による演奏。
 - 対象製品の著しく不適切な使用または著しく不適切な維持管理によって生じた事故。
 - 対象製品の損傷状態や損傷箇所より、事故発生時点で実用化された修復技術では、保証修理が不可能な損害。

第9条【本保証サービスの適用】

本保証サービスは、日本国内において販売され、日本国内において使用される対象製品にのみ有効とします。

Effective Only in Japan

第10条【謝辞損害等】

次の損害等については、本保証サービスの対象とならないものとします。

- 対象製品以外の他財物に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
- 対象製品またはその他の財物に使用出来なかったことよって生じた損害。
- 対象製品の故障または損傷に起因するが否かに関わらず、身体に生じた傷害（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む）。

第11条【遵守義務】

加入者が本保証規約の定めを違反し、当社が本保証サービスを提供することに対し著しい損害を与えたとき当社が判断した場合、当該加入者は本保証サービス期間内であっても本保証サービスの提供を受けられない場合があります。

第12条【解約およびキャンセル】

- 加入者は、本保証サービスを解約することができます。この場合、加入者は、購入元販売店に解約の申出を行うものとし、所定の手続きにより、解約することができます。本保証サービス開始後の保証料の返金は行われません。
- 対象製品のキャンセルや本保証サービスのキャンセル（売買契約の間違い等に伴う解除）に伴い本保証サービスも解約する場合、前項の規定は適用されません。この場合においては、加入者は、当社に連絡することにより、保証料金全額の返金を受けることができます。なお、解約の申出の際すでに修理が行われているもの（修理依頼中のものを含む）については、当該返金は行われません。
※返金に伴う振込手数料は加入者の負担とし、解約手数料を差引いた金額が銀行口座に振込まれるものとします。

第13条【製造物責任】

当社は対象製品のメーカー、輸入者、加工業者ではなく、製造物責任法第3条の責を負うものではありません。

第14条【見解相違の場合】

故障および損害の認定などについて、当社および運営会社と加入者等の間で見解の相違が生じた場合、当社に中立的な第三者の意見を求める事ができます。

第15条【その他留意点】

当社は本保証規約について予告なしに変更する権利を有しているものとし、加入者はそれを予め承諾したものとします。

第16条【個人情報の取扱い】

当社は、本保証サービス申し込みに関し保証契約が成立した場合、氏名、住所等、契約者の個人情報を含む内容に関し、本保証サービスを円滑に運営する目的で取得します。また、本保証サービスを円滑に運営するために当社が提携または本保証サービスの運営を委託するものに対し情報の提供を行います。提供及び委託をする場合、当社は提供先及び委託先と秘密保持を含む個人情報の取り扱いに関する契約を締結します。本申込み相違がある場合は本保証サービスの一部または全部が受けられない場合があります。

■個人情報に関する開示等の請求は、下記までご連絡ください。
島村楽器株式会社 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口
<https://www.shimamura.co.jp/support/agreement.html>

上記Webよりフォームでお問い合わせ頂いた内容を確認の上、当社スタッフよりご連絡申し上げます。